

7月に保険料額をお知らせします

後期高齢者医療制度

【令和元年度保険料の計算方法】

均等割 【1人当たりの額】 50,205 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 30 年中の所得－ 33 万円) × 10.59%	=	1 年間の保険料 【限度額】 62 万円 (100 円未満切り捨て)
--	---	--	---	--

- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減します。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 災害などでの所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料減免を受けられる場合があります。

【保険料のお支払い方法】

「年金からのお支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町税務課収納グループ（☎ 73-7506）にお問い合わせください。
※保険料のお支払いが困難な場合は、町税務課収納グループにご相談ください。

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

課税限度額・軽減基準額が変わります

国民健康保険税

■医療分の課税限度額の引き上げ

区分	課税限度額 (改正前)	課税限度額 (改正後)
医療分	58 万円	61 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	改正なし
介護給付金分	16 万円	改正なし

国の税制改正に伴い、医療分の課税限度額を引き上げ、低所得者の軽減拡大による軽減判定所得基準額の引き上げを行います。
※令和元年度の納税通知書は 7 月中旬に送付予定です。

■低所得者世帯への軽減判定所得基準の見直し

軽減判定基準 (改正前)	軽減割合	軽減判定基準 (改正後)
世帯の所得が 33 万円	7 割	改正なし
世帯の所得が 33 万円 + 27 万 5 千円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)	5 割	世帯の所得が 33 万円 + 28 万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)
世帯の所得が 33 万円 + 50 万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)	2 割	世帯の所得が 33 万円 + 51 万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行し国民健康保険の加入者でなくなった後も、国民健康保険の世帯主と継続して同一の世帯に属する方です。

- 特定疾患医療受給者証
- ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給
- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 【更新になる受給者証】
- 左記の受給者証の更新申請を次の日程で受け付けます。

特定医療費受給者証などの更新申請

町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508
町福祉課福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

【問い合わせ】

- 重度心身障害者医療費受給者証
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 子ども医療費受給者証（今年度より毎年更新）
- 後期高齢者医療被保険者証
- 北海道国民健康保険被保険者証（高齢者受給者証も含む）

【更新になる保険証】

7 月 31 日までの有効期間が満了となりますので、新しい保険証を 7 月中旬に郵送します。
※現在お持ちの保険証は使えなくなります。
※保険証は町が郵送します。

保険証（被保険者証）の一斉更新

- ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証
- 【申請方法】
保健所から受給者に送付した関係書類に、必要事項を記入のうえ提出
- 【受付場所・期間】
①岩見沢保健所 1 階多目的研修室（岩見沢市 8 条西 5 丁目）
7 月 9 日（火）～ 22 日（月）、25 日（木）～ 26 日（金）
8 月 1 日（木）～ 9 日（金）、19 日（月）～ 23 日（金）
午前 9 時半～ 11 時半
午後 1 時～ 3 時
※土日祝を除きます。
②岩見沢保健所 由仁支所 2 階会議室（由仁町新光 195 番地）
7 月 23 日（火）～ 24 日（水）
午前 10 時～ 午後 3 時
- 【問い合わせ】
北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室（北海道岩見沢保健所）健康推進課保健係
☎ 0126（20）0115
※7 月～ 9 月は右記日程以外も受け付けを行っていますので、受給者証の有効期間内に手続きをお済ませください。

保険料の一部が変わります

介護保険料

65 歳以上の方の介護保険料第 1 段階から第 3 段階が、国の制度に基づき変更となります。それ以外の段階は、昨年度と変更はありません。

介護保険料は、第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）に基づき、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定されます。

詳しくは、右の表をご確認ください。
※介護保険料は 7 月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

【問い合わせ】

町税務課課税グループ
☎ 73-7505

【表】令和元年度（平成 31 年度）介護保険料

段階区分	割 合	対象基準	年間保険料
第 1 段階	基準額の 0.375 倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 + 課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	23,200 円
第 2 段階	基準額の 0.625 倍	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が年額 120 万円以下の方	38,600 円
第 3 段階	基準額の 0.725 倍	世帯全員が住民税非課税で第 1・第 2 段階に該当しない方	44,800 円
第 4 段階	基準額の 0.9 倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額 + 課税年金収入金額が年額 80 万円以下の方	55,700 円
第 5 段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第 4 段階に該当しない方	61,900 円
第 6 段階	基準額の 1.2 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円未満の方	74,200 円
第 7 段階	基準額の 1.3 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円以上 200 万円未満の方	80,400 円
第 8 段階	基準額の 1.5 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 200 万円以上 300 万円未満の方	92,800 円
第 9 段階	基準額の 1.7 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 300 万円以上の方	105,200 円